

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人嘉手納町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長、副会長については、報酬を支給する。
- (2) 監事については、監査の際に報酬を支給する。
- (3) その他の役員及び評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、前1号及び前2号においても法人業務を行う場合は別表1の費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第4条 報酬等については、別表2に定める額とする。

- 2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年12月3日からから施行し、平成31年4月1日から
適応する。

この規程は、令和2年4月1日からから施行する。

別表1（役員等の費用弁償）

職 名	内 容	費用弁償
会長、副会長、理事、 監事、評議員	理事会及び評議員会、その他の 会議	日額 2,000 円

別表2（会長、副会長、監事の報酬）

職名	年額報酬
会 長	月額 35,000 円
副会長	月額 15,000 円
理 事	無報酬
監 事	日額（監査） 5,000 円